

(仮称)「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」施策別資料

目次

施策1	母子保健の充実	1
施策2	母子医療	5
施策3	子育ての悩みや不安への対応	7
施策4	家庭の育児力・教育力の向上	13
施策5	子育てと仕事との両立に向けた環境づくり	16
施策6	幼児期の教育や保育の提供	19
施策7	子どもの安全を守る環境整備	24
施策8	放課後児童の健全育成	27
施策9	地域における子どもの居場所づくり	29
施策10	こころの教育、体験・学習機会の充実	31
施策11	青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援	34
施策12	社会的養護が必要な子どもへの支援	40
施策13	ひとり親家庭等への支援	44
施策14	児童虐待への対応（子どもを虐待から守る条例の推進）	48
施策15	障害のある子どもや発達のになる子どもへの支援	51

※資料中の数値は特別な記載がなければ、すべて平成29年度実績

施策（１）母子保健の充実 【たたき台】

～安心して生み育てる～

1 施策の方向性

産前産後は心身ともに不安定な時期であり、これまでは、里帰り出産を含め家族内で対応していました。しかし、近年の少子高齢化、核家族化、晩婚化・晩産化、家族形態の多様化など社会情勢が大きく変化しており、これまで子育てを支援していた祖母等自身が介護を受けていたり、生活のために仕事をしていたり、他の家族の介護等に日々追われるなどで、誰の支援も受けずに一人で育児をしている親もあり、子育て家庭の負担が大きくなっています。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などから、出産するまで子どもと触れ合う機会がなく、育児に対する基本的な知識や情報がないまま、初めての子育てに向き合わなければならない家族も多く、産後の心身ともに不安定な時期に赤ちゃんの泣きや授乳のタイミングに振り回され、はじめてのことばかりで、これでいいのかと不安になりやすい時期でもあります。

そのため、妊娠初期から出産・子育て期において、関係機関と連携して、支援の必要な家庭を早期に発見し、それぞれの段階に対応した情報やサービスの提供、支援等により、たとえ心配があっても早期に相談して解消できるような、妊産婦やその家族が安心して過ごせる切れ目ない支援の仕組みづくりが必要です。

さらに、母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに育てるための基盤となります。これまでも、母子の健康の保持増進を図るため、母子健診の実施、保健指導等を実施してきました。乳幼児期からの発育・発達への支援は、将来の生活習慣病予防等につながるものであり、非常に重要と考えます。

2 施策の柱

①	安心して妊娠・出産できる仕組みづくり 妊娠・出産・産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、ペリネイタルビジット等、妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない相談・支援体制の構築を、関係機関と連携して図る。
②	乳幼児の健やかな発育・発達への支援 家庭訪問や乳幼児健康診査などで、子どもの成長発達を確認し、必要に応じて適切な医療や保健指導等につなげる。また、子どもの

	心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足から、育児不安や子どもの育てにくさを感じる等支援の必要な家族に対しては、関係機関と連携して継続支援するなど、子どもの健やかな成長等を支える支援体制づくりに努める。
③	養育支援の必要な家庭に対する支援の充実 養育支援の必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、継続的支援を行う体制を充実する

3 成果指標（候補）

妊娠11週までの妊娠届出者の割合	【増加】
⑧妊婦健診受診率	【増加】
生後4か月までの乳児家庭訪問の割合	【増加】
⑧4か月健診受診率	【増加】
⑧1歳6か月健診受診率	【増加】
⑧3歳児健診受診率	【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

母子健康手帳の交付	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、幼児への影響の大きい受動喫煙のリスクについて保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供する。
両親学級等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催する。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行う。
母子健康診査	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援する。
産後うつ対策 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。
妊産婦・乳幼児なんでも相談	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育

〈すくすく子育て支援事業〉	児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また講話などにより子育てに関する情報提供を行う。
妊娠・出産に関する相談支援事業	妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供をしたり、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。
ペリネイタルビジット事業	妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医が小児科医を紹介する。
思春期保健連絡会	思春期の心身の変化を正しく理解し、自他の心と体を大切にするため、小・中学校等での思春期の健康教育を推進する。 また、医療・教育・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策について協議する。

柱② 乳幼児の健やかな発育・発達への支援

母子健康診査 (再掲)	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援する。
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
育児教室等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉	乳幼児の食事・睡眠等の基本的な生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催する。
食を通じた乳幼児等の健康づくり事業	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行う。
親子ですすめる食育教室	幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行う。
乳幼児歯科健康診	乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な

査	発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査を実施する。
わいわい子育て相談 〈すくすく子育て支援事業〉	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。
妊産婦・乳幼児なんでも相談 〈すくすく子育て支援事業〉(再掲)	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また講話などにより子育てに関する情報提供を行う。

柱③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業(再掲) 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける。
産後うつ対策(再掲)	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。
育児支援家庭訪問事業〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行う。
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じる。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行う。未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努める。
養育訪問支援事業	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問指導員を派遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止する。

施策（２）母子医療 【たたき台】 ～しっかり見守る医療体制～

1 施策の方向性

周産期医療や小児救急医療については、全国的に医師不足が問題となっています。

そのような中、専門的な医療を提供する４基幹病院と正常分娩を担当する病院・診療所が役割分担・連携しながら、優れた周産期医療体制を構築するとともに、２４時間３６５日対応する小児救急医療体制を維持しています。

今後、出生数の低下や働き方改革による医師の負担軽減の必要性などにも留意しつつ、医療機関との連携を図りながら、現在の医療体制を維持していく必要があります。

2 施策の柱

①	周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保 安心して子どもを産み育てることができるよう、産科医や小児科医の確保に努めるとともに、優れた周産期医療や小児救急医療などの体制を維持する。
②	子どもの感染症予防の推進 感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率を向上させるなど、適切な実施に取り組む。

3 成果指標（候補）

周産期医療、小児救急医療体制の維持	【維持】
⑧ 予防接種率 など	検討中

4 施策を推進する主な事業

柱① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

周産期医療体制の維持・確保	市内の周産期にかかわる医療機関による産科連携体制の下、総合周産期母子医療センター等の４つの基幹病院を中核として、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。
小児救急医療体制の維持・確保	小児救急・小児総合医療センター（市立八幡病院併設）を含め、４つの医療機関が２４時間体制で小児の救急患者を受け入れる体制を維持・確保するとともに、市内の小児科にか

	かわる医療機関との連携を図る。
--	-----------------

柱② 子どもの感染症予防の推進

予防接種事業	予防接種法で指定する疾病の発生及びまん延を予防することを目的に、各医療機関で予防接種を行う。 また、感染症から子どもを守り、安心して子どもを生み育てる環境づくりのため、定期予防接種について理解を深め、接種率の向上等、適切な実施に取り組む。
--------	--

施策（3）子育ての悩みや不安への対応 【たたき台】

～笑顔あふれる子育て環境～

1 施策の方向性

就学前の児童を持つ保護者の約3割、小学生を持つ保護者の約4割が、子育てに悩みや不安を感じています。

保護者が、不安や悩みを持ちながらも、楽しくいきいきと子育てをすることができるよう、親子が気軽に集い、交流する場の提供や、地域で活動する育児サークルへの支援などを通じて、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりをさらに進めます。

また、市民が利用しやすい相談窓口の充実にも努めていく必要があります。

こうした取組みを進めるためには、人材の確保が欠かせません。子育てサポーターの育成や、シルバー人材センターなどシニア世代の参画を活性化させ、地域の支援体制を強化するとともに、多様化する相談内容に対応するため、相談員の専門性・スキル向上のための研修の充実や、活動場所の拡充等、関係機関との連携強化を図っていくことが重要です。

また、子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報を、タイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、アプリなど、今の時代に合った情報発信のあり方や、情報の内容にも工夫を凝らす必要があります。

2 施策の柱

①	地域における子育て支援の環境づくり 身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。
②	地域活動を支える人材の活用・育成 子育てサポーターやシニア世代の参画を活性化させるなど、地域活動を支える人材の確保に努める。
③	子育て家庭への経済的支援 子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行う。
④	市民が利用しやすい相談体制 子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備する。
⑤	子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化 子育て中の人や、知りたい情報をタイムリーに手軽に入手できる

	よう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行う。
⑥	外国人市民の子ども・子育てへの支援 外国人市民の子どもやその家庭が安心して暮らしていけるよう、子育てに関する知識や情報の正しい理解を促進するための支援等を行う。

3 成果指標（候補）

子育ての悩みや不安を感じる人の割合	【減少】
⑧子育てが楽しいと感じる人の割合	【増加】
⑧子育てに関して相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	【増加】
⑧子育てを支えてくれる人がいる人の割合	【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 地域における子育て支援の環境づくり

地域でつくる子育て応援事業	区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援する。
親子ふれあいルームの充実	子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実を図る。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組む。
赤ちゃんの駅登録事業	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。
育児サークル・フリースペース活動への支援	乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援する。また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援する。
一時保育事業（再掲）	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育する。

柱② 地域活動を支える人材の活用・育成

子育てネットワークの充実	子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する「子育てサポーター」を養成する。養成された子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安
--------------	--

	の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援する。また、子育てサポーターフォローアップ研修、子育てサポーターリーダー養成研修を行う。さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施する。
ほっと子育てふれあい事業	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行う。
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業	子育て経験の豊富なシルバー人材センターの会員が、子育て家庭を支援するため、シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い、託児等を実施する。
経済界との連携による学校支援事業	経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組む。 ○PTA活動活性化の支援 ○企業従業員の親学支援 など
子育て支援員の養成・配置	北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施する。専門性を活かし、きめ細かな子育て相談等に対応できるように、保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担う。

柱③ 子育て家庭への経済的支援

児童手当	次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給する。なお、3歳以上小学校修了前の第3子以降には、加算して手当を支給する。
児童扶養手当（再掲）	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る。
幼児教育の無償化	—
母子公費負担医療費助成	小児慢性特定疾病や未熟児・心身障害児等の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減などを図るため、医療費の公費負担等を行う。 また、小児慢性特定疾病について、専門員による自立支援を行う。
子ども医療費支給	子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療

事業	による医療費の自己負担額を助成する。
ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	母子家庭の母及び児童または父子家庭の父及び児童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援	経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行う。
放課後児童クラブ利用者支援事業（再掲）	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。

柱④ 市民が利用しやすい相談体制

子ども・家庭相談コーナー運営事業	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。
子ども総合センターの運営（再掲）	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。
「24時間子ども相談ホットライン」事業（再掲）	いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話相談を受け付ける。
子育て支援総合コーディネーター事業	「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行う。また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実を図る。

柱⑤ 子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化

子育て支援に関する情報発信の充実・強化	子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページやフェイスブック、情報誌の内容や、情報提供方法の充実を図り、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。
---------------------	---

市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等による子育てに関する情報提供	市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等を活用し、子育てに関する情報を発信することで、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供する。
幼稚園・保育所等情報の積極的な提供	市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組む。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、施設を通して提供する。
保育サービスコンシェルジュ配置事業	保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握した上で、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、区役所及びウーマンワークカフェ北九州に「保育サービスコンシェルジュ」を配置する。
保育サービスに関する情報提供の充実	市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況および各月の入所児童数等を公開することで、保育所入所希望者への情報提供の充実を図る。
ひとり親家庭施策の周知（再掲）	ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。
市内外に向けた「子育てしやすい街北九州」のPR	他部局とも連携しながら、WEB 広告やタウン誌、イベント等さまざまな媒体・場を活用し、市内外に向け、「子育てしやすい街北九州」をPRする。

柱⑥ 外国人市民の子ども・子育てへの支援

日本語と子育て教室	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、日本語学習支援や生活情報の提供を行う。
外国人児童生徒の受入体制の整備	教育委員会や帰国・外国人児童生徒教育センター校による北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会を中心に、帰国・外国人児童生徒の受け入れ体制を整備する。また、帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会（対象は日本語指導対象児童

	<p>生徒の学級担任)を実施し、帰国・外国人児童生徒の受け入れについて周知・徹底を図るとともに、教員の意識の高揚と資質の向上に努める。</p>
<p>外国人児童生徒への学習支援体制の充実</p>	<p>日本語指導員および帰国・外国人児童生徒教育センター校に配置されている専任教員が、各小中学校などを訪問して、帰国・外国人児童生徒へ個別に行う初期の日本語指導を充実させる。また、帰国・外国人児童生徒教育センター校においても専任教員を中心にして、日本語指導などの学習支援体制の充実を図る。</p> <p>さらに、(公財)北九州国際交流協会が実施するにほんご広場事業を通じて、児童の学習支援体制の充実を図る。</p>

施策（４）家庭の育児力・教育力の向上 【たたき台】

～家庭の子育てレベルアップ～

1 施策の方向性

教育の原点であり、出発点でもある家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、規範意識、思いやり、社会的ルール等を学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています。

現プランにおいて、成果指標「朝食の摂取」については、概ね家庭の90%以上の高水準を達成していますが、「就寝時間（午後10時前に就寝する割合）」、「家族の人が話をよく聞いてくれる割合」のいずれも、大きな改善は見られません。

保護者向けの学習機会や情報の提供は今後も行いますが、その内容については、今の子育て世代にも興味がわくものに、また、提供方法は共働き世帯の増加など今の社会情勢に合ったやり方にも修正していく必要があります。

なお、家庭環境は、共働きなどが増えていく中、保護者の勤務状況が大きく影響します。

学習機会や情報の提供といった家庭への働きかけは継続しつつも、全ての子育て世帯が仕事と家庭の両立ができるよう、施策（５）「子育てと仕事の両立に向けた環境づくり」とうまく連携しながら取り組むことが重要です。

2 施策の柱

①	子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上 家庭において規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に取り組む。
②	基本的な生活習慣の定着や食育の推進 育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、発達段階に応じた食育を推進する。

3 成果指標（候補）

朝食を「ほぼ毎日」食べる子どもの割合 【増加】
就寝時間が午後10時以降の子どもの割合 【減少】
④子どもの話をよく聞いていると思う保護者の割合 【増加】

⑧親子の会話の頻度 【増加】
⑨1歳6か月児／3歳児に仕上げみがきをする保護者の割合【維持】
⑩子どもに絵本の読み聞かせをする頻度 【増加】
⑪子どもがテレビやインターネット上の動画サイト等を見る時間 【減少】

4 施策を推進する主な事業

柱① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上

家庭・地域への啓発事業	<p>核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化していく中、より多くの保護者に対する、学習機会と役立つ情報を提供し、よりきめ細かく家庭の教育向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的な生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」(3～5歳児対象)の作成配布 ○全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施 ○保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の実施 など
家庭内事故防止のためのPR(再掲)	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、子育てふれあい交流プラザ内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介する。</p>
子どもの読書活動の推進	<p>学校における一斉読書の継続・充実や家庭への働きかけ等、言葉の力の向上につながる読書習慣の定着を図る。また、学校図書館職員の配置やブックヘルパー等の活用により、すべての小中学校における読書活動の充実を図る。</p>
はじめての絵本事業	<p>妊娠時の早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらい、おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることにより、親子でゆったりとしたひと時を過ごしてもらえよう、母子健康手帳の交付時に「絵本パック」を無料で配布する。</p>
北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動	<p>子どもの基本的な生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を、市民に広く実践してもらうための普及促進を図る。</p>
家族のためのペアレントトレーニング事業(再掲)	<p>虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図る。</p>

<p>パパママ救急教室</p>	<p>少子化・核家族化が進む中、子どもの病気やケガへの対応などに不安を抱える子育て中の親は多いと考えられることから、子育てへの不安を少しでも軽くし、また、かけがえない小さな命を守るため、新米パパママを対象に、子どもに関する応急手当教室を開催する。</p>
------------------------	---

柱② 基本的生活習慣の定着や食育の推進

<p>育児教室等の実施 〈すくすく子育て 支援事業〉 (再掲)</p>	<p>乳幼児の食事・睡眠等の基本的生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催する。</p>
<p>食を通じた乳幼児 等の健康づくり事 業 (再掲)</p>	<p>妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行う。</p>
<p>親子ですすめる食 育教室 (再掲)</p>	<p>幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行う。</p>
<p>口腔保健支援セン ター事業</p>	<p>関係機関・団体と連携し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や情報提供、市民の歯科疾患の予防等に取り組み、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進する。また、子どもの保護者や子どもにかかわる関係職種、子どもたちを対象に、歯科健診や歯科保健指導等の場を通して、本市の重要な健康課題の1つであるむし歯予防に取り組む。</p>
<p>幼児期からの生活 習慣病予防教室</p>	<p>幼稚園、保育所等の保護者や児童に対して栄養士による講話や相談、運動指導員による遊びを取り入れた運動実技などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行う。</p>

施策（５）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり 【たたき台】 ～こどもも仕事も大事に生活～

1 施策の方向性

「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」は年々上昇しています。「父親の家事参加率」は70%前後となっていますが、「父親の育児参加率」は90%を超える高水準を維持しています。

一方、「主に子育て（教育含む）をしているのが『父母ともに』と回答した人の割合」は、50%前後となっており、これについては、改善の余地があると考えられます。

引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス」等の取組みを進め、企業に対する効果的な働きかけや広報活動を行うとともに、男性の家事・育児などへの参画を促進するための効果的な対策を考えていくことが重要です。

2 施策の柱

①	事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 保護者が男女問わず子育てに向き合い、親子で充実した時間を持つよう、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得推進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていく。
②	男性の家事・育児への参画促進 男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進める。
③	結婚・妊娠・出産を希望する方への支援 結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取り組みを進める。

3 成果指標（候補）

ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	【増加】
Ⓜ仕事と、仕事以外の生活を同じくらい優先している人の割合	【増加】
父親が家事をしている割合	【増加】
主に子育てをしているのが「父母ともに」と回答した人の割合	【増加】
Ⓜ特定不妊治療の助成制度を知っている人の割合	【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会の運営	全国に先駆けて、企業・働く人・市民・行政が一体となって設立した「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む。企業等の事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直し、男女が共に働きながら子育てしやすい環境づくりを推進するため、企業への取り組み支援や広報啓発事業を展開する。
女性活躍・ワークライフバランス表彰の実施	子育て支援や男女が共に働きやすい環境づくり等に取り組む企業・個人等を表彰し、お手本としてその内容を広く紹介することで、企業等事業者や市民がワーク・ライフ・バランスに取り組むよう働きかける。
企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	企業等の事業者に対して、仕事と子育て等との両立への理解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかける。また、毎年11月を推進月間とし、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を企業等事業者や市民に周知する。
有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価	地元企業のワーク・ライフ・バランス推進等の取組みを積極的に評価するため、入札参加資格業者の格付における主観点の評価項目の一つとして「子育て支援・男女共同参画」を設け、要件を満たす場合に加点する。
働き方改革先進都市事業	新しい働き方の創出を目指す企業向けセミナーや子育て女性を対象とした就職支援プログラム、女子中学生等を対象とした「理工チャレンジ」体験プログラムを実施し、将来にわたっての多様な働き方の実現をさらに推進する。

柱② 男性の家事・育児への参画促進

両親学級等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 (再掲)	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催する。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行う。
男性の家事・育児参画促進	家族を構成する男女が共に協力しながら、家庭での責任を果たしていくため、男性が仕事だけでなく、子育て等にも参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支援する。 ○男女共同参画センター・ムーブ等での男性向け家事・子育て関連講座
地域における男女共同参画推進啓発	地域における男女共同参画の推進を図るため、地域で活動している団体・グループ等と協働し、市民や若い世代に向け

事業	<p>た広報啓発活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画フォーラム in 北九州 ○男女共同参画に係る広報啓発事業
父親になる人への情報発信	<p>子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない機会である。男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信する。</p>
男2代の子育て講座	<p>1歳未満および1年以内に誕生予定の子の父親または祖父を対象に、助産師や看護師、子育て支援関係者を講師に迎え、育児に必要な実習を交えた体験型講座を実施し、男性が子育てに参画することの意義や効果を伝える。また、講座終了後には「パパシエ」「ソフリエ」の認定証を授与する。</p>

柱③ 結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

結婚を希望する若者への支援	<p>若者サイトなどを活用し情報発信しながら、結婚や家族を持つことについて、考えるきっかけづくりに取り組む。</p>
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談	<p>不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。また、専門相談窓口を設置し、不妊について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。</p>

施策（6）幼児期の教育や保育の提供 【たたき台】

～生きる力で育つ、育てる、育ちあう～

1 施策の方向性

保育所の待機児童は、年度当初0人を維持していますが、年度途中からは、地域や年齢によって入所が困難になるケースが現在も発生しています。

今後も、保育士確保等に取り組むことで、継続的な待機児童の解消に向けた環境整備を図ります。

また、保護者の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時保育、病児保育などを実施するとともに、保育サービスコンシェルジュ等を活用しながら、幼稚園の「預かり保育」や「ほっと子育てふれあい事業」等、様々な預かり制度があることを、各家庭のニーズに合わせてきめ細かく情報提供していくことが必要です。

一方、幼稚園・保育所に対する満足度（教育内容、保育内容）については、上昇傾向にあり、平成29年度は90%を超える高水準となっています。この水準を維持できるよう、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上を図るための研修や第三者評価等の実施により、幼児教育や保育の質の維持・向上を図っていきます。

これに加え、保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るための「保幼小連携」の取組みも、継続して実施してまいります。

2 施策の柱

① 教育・保育の質の向上と量の確保

幼稚園や保育所などの運営については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」などに従い実施し、質を確保するとともに、子どもの育ちを確実に支えていく。また、さらなる教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて、幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組む。このほか、各園において、より特色のある運営ができるような環境整備についても検討を行っていく。

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を着実に進めることで、待機児童の解消を図る。また、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図るとともに、民営化による施設の再編を行う。

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対

	応じた保育サービスの充実を図る。
③	幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実 幼稚園、保育所等と小学校間が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用する。
④	幼稚園、保育所等における子育て支援の充実 家庭における子育てを支援するため、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを充実させる。

3 成果指標（候補）

幼稚園に対する満足度（施設・環境、教育内容）	【増加】
保育所に対する満足度（施設・環境、保育内容）	【増加】
幼稚園における学校関係者評価実施施設数	【増加】
保育所及び地域型保育施設における児童福祉施設等第三者評価実施施設数	【増加】
保育所待機児童数（4月・10月）	【0人】

4 施策を推進する主な事業

柱① 教育・保育の質の向上と量の確保

保育所運営事業	仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の必要性のある子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図る。
保育所における研修内容の充実	施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所において研修を実施するとともに、研修内容の一層の充実を図る。
社会福祉施設従事者研修の実施	保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設など、社会福祉施設に従事する職員の資質向上を図る研修（階層別研修、専門研修など）を実施する。
児童福祉施設等第三者評価事業	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施する。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図る。
幼稚園における学校評価の実施	教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図る。 また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼

	稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進める。
幼児教育の振興	<p>私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行う。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取り組みを支援する。</p>
認定こども園の運営支援	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、認定こども園の運営費用の一部を助成する。
保育士・保育所支援センターの運営	保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図る。また、すでに保育所で働いている保育士からのさまざまな相談を受けることで、離職防止につなげる。
幼稚園における一時預かり事業	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援する。
予備保育士雇用費補助事業	保育士確保を支援し、待機児童解消を図るため、認可保育所が配置基準を超えて保育士を雇用するための費用の一部を助成する
計画的な老朽改築等の推進	老朽化の進む施設を対象に、老朽度等を考慮しながら、民間法人の協力のもと、計画的な施設の改築などを行う。
直営保育所の機能強化と再編・民営化	<p>直営保育所において、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図る。</p> <p>また、保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の民営化を行い、施設の再編を進める。</p>

柱② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

幼稚園における一時預かり事業（再掲）	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援する。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や、残業等に伴う保育時間の延長への需要に対応するため、家庭における子育てと仕事の調和に十分配慮しながら延長保育を実施する。
一時保育事業	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育する。

休日保育事業	市内の認可保育所に入所、または家庭保育員制度を利用している児童等で、日曜日や祝日等に保護者の就労により保育の必要性がある児童について、指定の保育所で保育する。
病児保育の充実	病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットやホームページ等で情報提供を行い、病児保育の利用の促進を図る。
ショートステイ・トワイライトステイ事業（親子短期支援事業）	児童養護施設等において、保護者の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により宿泊を伴う一時的保育を行う「ショートステイ」と、保護者の仕事の都合等により帰宅が夜間にわたるため生活指導や夕食の提供を行う「トワイライトステイ」を実施する。また、「ほっと子育てふれあい事業」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努める。
ほっと子育てふれあい事業（再掲）	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行う。
一時預かり室の運営	子育てふれあい交流プラザ、子どもの館において、就学前までの子どもを預かる一時預かり室を運営する。

柱③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実

保育所、幼稚園、小学校の連携	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために保幼小間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所、幼稚園、小学校の職員間の交流・研修や園児・児童の交流活動など連携事業の継続実施 ○保幼小連携の質の向上を図る啓発パンフレットや接続カリキュラムの活用および連携担当者名簿の作成・活用 ○子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等の作成・活用
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化（再掲）	<p>特別な教育的支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の教育支援計画等の作成と効果的な活用 ○特別な教育的支援が必要な幼児・児童についてのケース会議の実施

○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など

柱④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

保育カウンセラー事業	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達のご案内になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援する。</p> <p>また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。</p>
家庭支援推進保育事業の実施	<p>家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めて子育て支援を行う。ケース検討や事例研究を行い、自己研鑽をし、保育の質の向上のため研修会を開催する。</p>
幼稚園における子育て支援機能の充実	<p>私立幼稚園における未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援する。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高める。</p> <p>さらに、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、子育て支援機能の充実に向けた取り組みを支援する。</p>
親子通園事業	<p>発達のご案内になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。</p>
保育所における地域活動事業	<p>保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担う。</p> <p>また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進する。</p>

施策（7）子どもの安全を守る環境整備 【たたき台】 ～子どもに優しいまちづくり～

1 施策の方向性

安心して暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進める上で、欠くことのできない重要な要素です。

「外出時に安心と感じる割合」は、概ね40%となっており、大きな変化はありません。犯罪や交通事故などから子どもを守るため、道路や防犯灯などのハード面の整備を引き続き行うとともに、地域での見守り人材の確保及びそれを補完する方法、更には、子育て世帯に特化した災害時の安全対策などについても検討を行っていく必要があります。

2 施策の柱

①	<p>子育てに優しい都市・住環境の整備</p> <p>子育て家庭が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進める。また、子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅における多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもが生まれ育てやすい住環境づくりを進める。</p>
②	<p>安全・安心を実感できるまちづくりの推進</p> <p>北九州市安全・安心条例等に基づき、安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進する。このほか「地域安全マップづくり」や「子ども防犯セミナー」など、特に子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進する。</p> <p>このほか交通事故防止のための運動や啓発などを行い、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指す。</p>

3 成果指標（候補）

<p>⑧ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 （北九州市住生活基本計画（第2期）指標） 【増加】</p>
<p>⑧ 市民が感じる治安状況（体感治安） 【減少】</p>
<p>⑧ 刑法犯認知件数 【減少】</p>
<p>子どもと外出時に安心と感じる割合 【増加】</p>
<p>⑧ 交通事故発生件数（暦年） 【減少】</p>

4 施策を推進する主な事業

柱① 子育てに優しい都市・住環境の整備

バリアフリーのまちづくりの推進	高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に通行できるよう、道路・公園のバリアフリー化を行い、バリアフリーのまちづくりを進める。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を行う。
安全で歩行者等にも優しい道路整備	市民生活に密着する生活道路において、地域の要望などを聞きながら、歩道や側溝などの修繕、防護柵の設置等を行い、歩行空間の安全性や快適性、利便性の向上を図る。
家庭内事故防止のためのPR	0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、子育てふれあい交流プラザ内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介する。
子育て世帯を対象とする家賃割引制度等（北九州市住宅供給公社）	北九州市住宅供給公社の賃貸住宅を活用し、子育て世帯支援のための「子育て世帯を対象とする家賃割引制度」や「親族間の近居促進のための家賃割引制度」などを実施する。
多子世帯向け市営住宅への優先入居	多子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、多子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。
母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居	母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。
住むなら北九州定住・移住推進の取り組み	本市への定住・移住を強力に推進するため、市外から移住する子育て世帯等に対し、一定の要件を満たす街なかの住宅を取得又は賃借する費用の一部を補助する。

柱② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

明るく安全なまちづくり街灯整備事業	「街をもっと明るく」という市民要望を受け、夜間の交通安全性の向上を目的に、道路照明灯と防犯灯の中間的な街路灯の整備を実施する。
交通安全の推進	生涯にわたる交通安全教育および効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図る。また、自転車利用のルール周知とマナー向上啓発のため自転車交通ルール検定を実施することで、自転車による交通事故の発生を抑止する。
通学路の安全対策	登下校中の児童が交通事故に巻き込まれず、安全に安心して通学できる環境を整えるため、教育委員会や学校関係者、

	警察と一体となって、さらなる通学路の安全対策を推進する。
地域安全マップづくり	市内小学校において、小学生が自分たちの通学路を歩き、危険な場所・安全な場所を見つけ、地図にまとめる「地域安全マップづくり」を通じて、防犯意識や危険回避能力の向上を図る。
生活安全パトロール隊の支援	地域での安全・安心の推進を図るため、地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」への人的・物的支援等を通じて、地域の自主防犯活動の活発化を図る。
子ども防犯セミナーの開催	市内の小中学生を対象とした「体験型」のセミナーを開催することによって、子どもの危機回避能力の向上を図る。
ガーディアン・エンジェルスセーフティ・センター運営支援事業	繁華街の防犯パトロールや非行防止活動等に取り組むNPO法人「日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部」の活動を支援することにより、安全・安心なまちづくり等を推進する。
児童見守り消防隊	児童が登下校時に犯罪に巻き込まれないよう、教育委員会及び各関係機関と連携し、地域における安全確保のため「児童見守りパトロール」を実施する。
防災・安全教育の推進	児童・生徒が、日常生活の安全確保のために必要な事項を実践的に理解するとともに、自他の生命尊重を基盤として進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質や能力を培うため、学校において支援や指導などの取組を推進する。
㊦子育て支援施設等を活用した子育て世帯向け福祉避難所の検討	災害が発生し、特に避難が長期化する場合などに妊産婦・乳児に対する特別なケアを行うため、子育て支援施設の避難所としての活用を関係者と協議しながら検討する。また、市内の看護・福祉系の学校や医師会など関係機関との連携についても検討を行う。

施策（８）放課後児童の健全育成 【たたき台】

～放課後児童クラブの充実～

1 施策の方向性

放課後児童クラブの待機児童数は、平成29年度に1か所で発生しましたが、年中に解消しました。翌平成30年度は待機児童0人を回復しており、待機児童対策は概ね順調といえます。

「施設、環境に対する満足度」については、おおむね65%前後で推移しています。共働き世帯の増加等により、利用児童が年々増加しており、より快適な施設環境を提供するという観点からも、継続して必要な施設整備に取り組む必要があります。

また、「開所日、開所時間」に対する満足度については、上昇傾向にあります。全施設で18時30分以降までの開所を実現しており、さらに19時までの開所が全施設の40%になるなど、ニーズに応じた利用時間の拡大がその理由と考えられます。

クラブは、区社協や社会福祉法人などが運営主体となり、地域の特色を活かした魅力ある運営を行っています。放課後児童支援員に対する研修や巡回カウンセラーやアドバイザーの巡回・派遣等を行い、引き続きクラブの運営をサポートしていくなど、今後とも、利用児童の増加に対応するため、運営体制の強化や質の向上に取り組む必要があります。

2 施策の柱

① 放課後児童クラブの環境整備

放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる「全児童化」を引き続き実施するため、放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実などの環境整備を行う。

② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上

体系的な研修の充実や巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進し、魅力あるクラブの運営を促進する。

3 成果指標（候補）

放課後児童クラブの待機児童数 【4月：0人を維持】

放課後児童クラブに対する満足度（施設、環境・開所日・開所時間）
【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 放課後児童クラブの環境整備

放課後児童クラブ 「全児童化」の実 施	放課後児童クラブを設置するすべての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる体制を維持する。
放課後児童クラブ における児童受入 のための環境整備	児童数の増加により、本市の基準で定める児童の専用区画の確保が難しくなる放課後児童クラブについて、施設整備を行うなど、児童受け入れのための環境整備を行う。
放課後児童クラブ の利用内容の充実	利用者ニーズに対応するため、クラブの開設時間について、「小1の壁」解消のため、午後7時までの延長を推進する。また、夏休み等長期休暇中の児童の受け入れを推進する。 さらに、児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね40人に対して放課後児童支援員等を2名以上配置するとともに、放課後児童支援員認定研修の受講や処遇改善を促進する。 加えて、運営委員を対象とした運営事務等の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努める。

柱② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上

放課後児童クラブ の質の向上	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。 また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進する。
放課後児童クラブ 利用者支援事業	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。

施策（9）地域における子どもの居場所づくり 【たたき台】 ～気軽にに行ける子どもの居場所～

1 施策の方向性

少子化が進み、地域との関わりが薄れる現在、子どもがありのままの自分を表現できる場所、安心してくつろぐことのできる場所をつくっていくことが重要だと考えられています。

全ての子どもたちに開かれた居場所をつくっていくため、子どもの生活の主要な部分を占める「遊び」の場づくりや、生活体験・社会体験、多世代交流のできる環境づくりをさらに進めることが重要です。

なおその際は、大人の一方的な思いにならないよう、子どもを中心に据えて取り組むことが必要となります。大人から居場所を与えられるという枠を越え、子どもがその場を自分の場所にしていくという主体的な営みが形成されるよう、工夫を凝らす必要があります。

〔参考文献〕

- ・子どもの居場所を確保できるか（古濱恵）
- ・地域における子どもの居場所の意味：子どもの遊び場「きんしゃいきゃんぱす」での実践的研究による一考察（山下智也）

2 施策の柱

①	<p>子どもの遊び環境と居場所の充実</p> <p>公園や屋内施設など、これまで整備してきた様々な遊びの環境の充実に取り組むとともに、子どもの主体的な遊びを生み出すことのできる本当の意味での「子どもの居場所づくり」に取り組んでいく。</p>
----------	---

3 成果指標（候補）

子どもの遊び場や公園に対する満足度 【増加】
㊦子育て支援施設（子育てふれあい交流プラザ、児童館等）の満足度 【増加 or 維持】
㊦市内における子ども食堂の開設数 【目標値 or 増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 子どもの遊び環境と居場所の充実

子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営	子どもの豊かな感性や想像力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」、「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行う。
地域に役立つ公園づくり事業	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映し

	た公園整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指す。計画段階から地域住民が参加することで公園への愛着を高め、地域活動など公園利用の活性化につなげる。計画策定後は、翌年から概ね2ヵ年で再整備を行う。
児童館の運営	児童に健全な遊びを与えることで、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に運営するとともに、母親クラブ等の地域活動の育成助長を行う。
遊びの広場促進事業	子ども会をはじめとした青少年育成団体などの活動の活性化を図るため、他の団体・グループ活動の参考になる事業に対し支援を行う。
学校施設開放事業	地域スポーツの普及および児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の体育施設を市民に開放する。
外遊び環境の充実 (プレイパークなど)	子どもの健全育成にとって、自然とふれあい、さまざまな外遊びができる機会を提供することが重要である。自然の地形や樹木を利用し、「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場」であるプレイパーク(冒険遊び場)の開催など、NPO等との協働を図りながら、外遊び環境の充実に取り組む。
ユースステーションの運営	中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身に付ける場となるよう「ユースステーション」の運営を行う。こうした新たなニーズへの対応について、運営形態や設置場所などを含め、青少年施設のあり方の中で検討を進める。
子ども食堂開設支援事業	地域や民間団体を主体とした「子ども食堂」の開設や安定した活動を支援するため、従来のハード面の補助に加え、事業費などのソフト面の補助を行う。また、相談対応を充実させるためのコーディネーターを配置し、さらなる開設機運の醸成を図る。
放課後児童クラブの「全児童化」(再掲)	放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる体制を維持する。
◎子どもが主体的に遊べる環境づくりの検討など	検討中 〔想定される例〕 ・道路を子どもの遊び場にする「みちあそび」の取り組み ・駄菓子屋的居場所づくり ・商店街を活用した居場所づくり

施策（10）こころの教育、体験・学習機会の充実 【たたき台】
～ハートが育ついろんな学び～

1 施策の方向性

青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数や、青少年施設などを活用した自然体験、スポーツ・文化・科学の体験事業など、各事業の参加・利用者数は概ね順調です。

各部署で、様々な体験事業が実施されている一方、体系的な整理は行われていないのが現状です。施策推進の観点から、今一度検証することも必要と考えられます。

2 施策の柱

①	<p>学校におけるこころの教育の推進</p> <p>教育活動全般を通じた道徳教育の充実を図り、児童生徒の規範意識を向上させる。</p> <p>学校行事（ふれあい合宿、農業宿泊体験など）や学級活動、児童会・生徒会活動、対人スキルアッププログラムなどにより、コミュニケーションの重要性に気づかせ、良好な人間関係の構築を促す。</p> <p>教育活動全体を通じて、児童生徒のよいところを認め、自尊感情を高めるなど、児童生徒が自他の心と体を大切にし、互いのよさを認め合える人権尊重の意識と実践力を養う。</p>
②	<p>体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実</p> <p>次代を担う青少年が社会との関わりを自覚し、自己を確立・向上していけるよう、青少年に社会体験活動等の機会や場を提供する。</p>
③	<p>児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）</p> <p>「誰もが科学に興味を持つきっかけづくり」「技術系人材の育成」などのコンセプトのもと、子どもを中心とする全世代をターゲットに整備を進め、「科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館」を目指す。</p>

3 成果指標（候補）

①人の役に立つ人間になりたいと思うと回答した児童生徒の割合【増加】
②自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合【増加】
③科学や技術への興味・関心を持つ児童生徒の割合【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 学校におけるこころの教育の推進

<p>心の教育推進事業</p>	<p>教科化となった「特別の教科道徳」（道徳科）の授業の充実を図るとともに、伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考え方を深める道徳教育を推進するとともに、教育活動全般を通じて道徳性を養う取り組みを進める。</p> <p>また、豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して、芸術性の高い演劇・音楽・美術などの鑑賞の取り組みを行う。</p> <p>先人の業績および郷土の自然や歴史を盛り込んだ校歌・市歌などを通して郷土への愛着を深める取り組みを進める。</p>
<p>人権教育推進事業</p>	<p>学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など、「生きる力」を育む教育活動を推進する。</p> <p>人権教育は学校等が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、個々の人権を尊重し、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校・園の教育活動全体を通じて取り組む。</p>
<p>思春期保健連絡会 (再掲)</p>	<p>思春期の心身の変化を正しく理解し、自他の心と体を大切にするため、小・中学校等での思春期の健康教育を推進する。</p> <p>また、医療・教育・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策について協議する。</p>

柱② 体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実

<p>青少年体験活動等 活性化事業</p>	<p>青少年育成事業情報を発信し、体験活動の場を紹介するとともに、青年リーダーの養成などを通じて、さらなる青少年の健全育成環境づくりを進める。</p>
<p>青少年の家の運営</p>	<p>施設周辺の豊かな自然の中で、野外活動や集団生活などの体験を通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、心身ともにたくましい青少年の育成を図る。また、身近でより安全かつ快適に利用できるように、青少年施設の環境整備を行う。</p>
<p>青少年ボランティアステーション推進事業</p>	<p>青少年の成長に欠かすことができない様々な体験活動等を通じ、青少年が社会構成員として、規範意識や社会性、協調性を身に付けることができるよう、青少年ボランティアステーションを拠点に、青少年のボランティア体験活動を支援、促進する。</p>

	また、ひきこもりや非行等の問題を抱える少年の社会的自立を支援するため、社会参加ボランティアプログラムを実施する。
チャレンジ 100 キロ～歩 け北九州っ子若武 者の旅	心身ともにたくましい子どもたちの育成を目的として、80名の子どもたちが、市内の青少年施設に連泊しながら、市内の山々など100キロの行程を踏破する。
子ども文化ふれあ いフェスタ	日本舞踏やいけばななどの文化体験を通して、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、芸術文化に対する関心を高め、未来の文化の担い手としていくために、夏休み期間中に文化団体等が企画したワークショップ等を実施し、芸術文化に対する関心を高める。
子ども文化パスポ ート事業	地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに親子のふれあう機会を増やすことを目的として、夏休み期間を中心に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料（一部割引）で入場できるパスポートを子どもたちに配布する。
博物館セカンド`スク ール事業	博物館を第2の学校（教育の場）として位置づけ、ミュージアムティーチャー（博物館勤務の教員）を配置し、体験学習の実施や学習プログラムの作成等に取り組み、理科・社会科への学習の意欲向上に資することにより博学連携を推進する。 特に、「博物館への誘致事業」、「学校教育支援事業」、「家庭教育支援事業」、の3つの柱をかかげ、学校教育現場と博物館の結びつきを強める。
環境教育推進事業	体験的な学習を通して環境に対する認識を深めるとともに、環境の保全等のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図る。 ○小学生を対象とした「環境アクティブ・ラーニング」の実施 ○（仮称）SDGs 推進指定校の拡充など

柱③ 児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）

新科学館の整備事 業	老朽化等の問題が深刻化している現在の児童文化科学館に代わる、「ものづくりのまち」に相応しい、新たな科学館の整備を進める。
---------------	--

施策（11）青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 【たたき台】 ～これからの自分が育つ環境づくり～

1 施策の方向性

- 本市の「非行者率」は、年々減少しています。これまでの取組みによる成果ですが、全国数値と比較すると本市はまだ高い値となっています。これは、青少年を取り巻く環境が複雑化・深刻化する中、地域活動や青少年の非行防止に取り組む人々の減少・高齢化が急速に進んでいることによる地域コミュニティの希薄化が一因であり、なんらかの対策が必要です。今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、効率的で効果的な事業実施を進める必要があります。

薬物乱用防止については、インターネットやデリバリー販売など、手軽で発覚しにくい入手方法が増えており、こうした事案への対応も必要となっています。引き続き薬物乱用防止教室等により、子どもや保護者、地域に対する啓発を行っていく必要があります。

- いじめや長期欠席・（不登校）については、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、関係機関等が密接に連携しながら、支援を必要とする児童生徒への働きかけを行っていきます。また、課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図り、児童生徒が悩みを相談しやすい環境整備を進めるとともに、学校常駐型、いわゆる「配置型」のスクールソーシャルワーカーも含めた体制の充実を検討する必要があります。

児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加し、SNS 上のいじめや様々なトラブルが懸念されることから、スマホ等の利用実態を把握し、PTA と連携して、保護者に対するより効果的な啓発に取り組む必要があります。

- 若者の自立を支援するための総合相談窓口「子ども・若者応援センター『YELL』」では、関係機関と連携しながら、相談対応や体験プログラムの提供など、きめ細かな自立支援に取り組んでおり、就労体験参加者数は年々増加、就労等に至る件数も平成 31 年の目標値（500 人）に近づきつつあります。今後も、「YELL」をはじめとする若者の自立支援の取組みについて、更なる周知を図り、より多くの若者のサポートができるよう取組みを進めます。

- 非行歴のある青少年の自立のための協力雇用主登録業者数は増加しています。

今後は、再犯の防止を推進していくためにも、非行した少年たちの立ち直りを支える協力雇用主の活動を、より一層支援していく必要が

あります。
 若者の自立、立ち直りの支援のため、教育・福祉・医療・雇用などの関係機関・団体との連携を更に強めていきます。

2 施策の柱

①	非行を防止するための取り組みの推進 青少年を有害環境から守るため、地域と連携し、有害環境の浄化とともに、非行防止に取り組む。警察や薬剤師会、地域団体等との連携を図り、薬物乱用防止教室や各種キャンペーン等を行い、薬物乱用の撲滅機運を高めるための取り組みを推進する。
②	非行からの立ち直りを支える取り組みの推進 警察や保司会、協力雇用主会等、関係機関・団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就労支援等、地域の理解を深め、非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進する。
③	いじめや長期欠席・不登校へのきめ細やかな対応 いじめや長期欠席・不登校等に関して、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。また、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、関係機関が連携し、組織的な対応を図るとともに、個別事案ごとに的確に実態を把握し、きめ細やかな対応を行う。
④	若者の自立を支援する環境づくり 現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、不安定な雇用やニート（若年無業者）、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界がある。 若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行う。

3 成果指標（候補）

非行者率 【減少】
⑧北九州市協力雇用主登録者数 【増加】
⑧長期欠席児童生徒数【減少 or 具体的な目標値（%以下など）
「YELL」来所相談者の就業等実績 【増加】
⑧ひきこもりの人の自立に向けた支援段階が進んだ割合 【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 非行を防止するための取り組みの推進

<p>少年サポートチーム推進事業</p>	<p>児童・生徒の問題行動は多様化・深刻化が進み、学校や家庭だけでは解決困難な生徒指導上の問題が増加しているため、学校・教育委員会・警察などの関係機関による相互の行動連携を強化し、問題行動の未然防止や早期の解決を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少年サポートチーム（警察官や教員のOB）による、問題行動を起こす児童生徒やその保護者、被害にあった児童・生徒への支援 ○薬物乱用防止教室等の非行防止に係る啓発活動の実施
<p>非行防止活動の推進</p>	<p>過去からの取り組みにより、非行者率や再犯者率は大幅に減少傾向にあるが、全国平均と比較すると依然として高水準にある状況を踏まえ、「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」では、全市的・全庁的な立場から、今後も「非行防止対策」に総合的かつ効果的に取り組んでいく。</p> <p>また、この推進本部において全国的にも先駆的に取り組んできた多機関連携を推進しながら、地域や関係団体等との連携を深め、より一層の「非行防止活動」を進めていく。</p> <p>さらに、北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、いじめや非行防止等に関係する機関及び団体との連携を図るとともに、学校警察連絡協議会による補導や、薬物乱用防止教室、規範意識育成事業等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。</p>
<p>ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業</p>	<p>インターネット上のウェブサイト等において、児童生徒の不適切な書き込み等を把握し問題の未然防止・早期発見を図るとともに教職員に対する研修を行いネットトラブルの防止に努める。また、児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加している状況を踏まえ、スマホの適切な使用について児童生徒や保護者への啓発に取り組む。</p>
<p>地域における青少年の見守り体制の充実・強化</p>	<p>少年補導委員などによる補導・環境浄化活動や、北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営による青少年への声かけ夜間パトロール、多世代農園事業などをはじめとした地域ぐるみで行われる青少年健全育成活動の充実・強化に努める。</p>
<p>青少年育成会・地域会議等推進事業</p>	<p>地域ぐるみで青少年の健全育成・非行防止への取り組みを進めるため、青少年育成会や地域会議等の活動を支援する。</p>
<p>出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業</p>	<p>青少年が、コミュニティなどをつきかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、メディア上の有害環境の危険性を伝える取り組みを進めて行く。</p>

<p>薬物の乱用防止に向けた広報・啓発</p>	<p>近年、覚せい剤や大麻の事案など新たな課題が生じている。市内のシンナー事犯等は撲滅され情勢は改善されてきたが、一方でインターネットやデリバリー販売など、水面下で青少年の身近に違法薬物が存在する脅威が発生してきた。こうした状況を踏まえ、「薬物乱用防止教室」の実施や「薬物乱用防止モデル地域」を指定するなどして、薬物の乱用を未然に防ぐための啓発やパトロールを行う。</p>
-------------------------	--

柱② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

<p>北九州市青少年支援拠点「ト・ロップ・イン・センター」の運営</p>	<p>深夜はいかいを繰り返す青少年をさまざまな危険や誘惑から守り、その立ち直りを支援するため、はいかいしている青少年への声かけや相談対応、さらには警察や立ち直り支援機関との情報共有を図ることで非行や事件から青少年を守る、北九州市青少年支援拠点「ト・ロップ・イン・センター」を運営する。</p>
<p>協力雇用主と連携した就労支援</p>	<p>非行歴のある青少年の就職促進や、その受け皿となる協力雇用主の拡充を、福岡保護観察所と協働しながら図って行く。また、協力雇用主が、雇用した少年から損害を受けた場合に見舞金を支給する制度を運営するとともに、関係機関が実施するボランティア活動や就労体験などの各種プログラムを支援することで、協力雇用主制度への理解を促進する。</p>
<p>非行少年の立ち直り支援</p>	<p>非行少年の立ち直りと自立を促進するため、学校、警察、地域等と連携して非行少年およびその家庭への支援を積極的に行う。また、教育委員会や警察等の関係機関と非行相談連絡会議を定例開催し、教育・福祉の視点に立った取り組みを実施する。</p>
<p>少年支援室の運営（再掲）</p>	<p>不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年に対し、通所を通して生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図る。</p>

柱③ いじめや長期欠席・不登校へのきめ細やかな対応

<p>いじめ対策の充実</p>	<p>北九州市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを適切に把握するとともに、児童生徒や学校・関係機関によるいじめ防止の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ問題に関する実態調査（アンケート・面接）」の全校実施 ○教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」を用いた研修の実施
-----------------	---

	<p>○「北九州市いじめ問題専門委員会」による調査審議</p> <p>○「北九州市いじめ・非行防止連絡会議」による関係機関・団体との連携強化 など</p>
長期欠席・（不登校）対策の充実	<p>児童生徒の人間関係づくりや小中連携による取組を推進することにより、長期欠席・不登校の未然防止を図るとともに、関係機関やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携した対応により、長期欠席・不登校の解消を図る。</p> <p>また、ICTを活用し長期欠席・不登校の児童生徒への学習支援に取り組む。</p>
スクールカウンセラーの配置	<p>長期欠席・（不登校） やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要があることから、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、全ての中学校区に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。</p>
スクールソーシャルワーカー活用事業	<p>長期欠席・（不登校）、いじめ、児童虐待など児童・生徒に係る問題行動解消のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童・生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。</p>
少年支援室の運営	<p>不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年に対し、通所を通して生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図る。</p>

柱④ 若者の自立を支援する環境づくり

若者のための応援環境づくりの推進	<p>若者向けホームページや「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の運営、ユーストバザー養成講習会の開催など、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進する。</p>
子ども・若者応援センター「YELL」の運営	<p>子ども・若者応援センター「YELL」を拠点とし、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援する。</p>
ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営	<p>ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族等の電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペース等を提供することで、ひきこもり当事者が社会に参加し、いきいきと自分らしく暮らせることを目指す。</p>
社会的ひきこもり	<p>さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、</p>

対策事業	<p>自宅以外での生活の場が長期にわたって失われているひきこもりの中でも、背景に精神疾患や発達障害がないとされる「社会的ひきこもり」の状態にある人たちが自立できるよう支援と体制づくりを目指す。</p>
ユースステーションの運営	<p>中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身に付ける場となるよう「ユースステーション」の運営を行う。</p>
若年者就業促進事業	<p>「若者ワークプラザ北九州」の運営により、概ね40歳までの若年求職者に対して、就職関連情報の提供や就業相談、職業能力向上のための講座、希望や適性に合った職業紹介等を実施し、若年者の就業を促進する。</p>
少年支援室の運営 (再掲)	<p>不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年に対し、通所を通して生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図る。</p>
不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業	<p>不登校状態にある中学生を対象に、卒業後に孤立することがないように、訪問支援等を通じて一人ひとりに寄り添った伴走型支援を行う。</p>

施策（１２）社会的養護が必要な子どもへの支援 【たたき台】

～温かく子どもを包む生活の場づくり～

1 施策の方向性

- 平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。また、平成29年に策定された「新しい社会的養育ビジョン」では、このビジョンに掲げられる取組みを通じ、「家庭養育優先」の原則の徹底と「子どもの最善の利益」の実現を目指すことが示されました。

- そのため、本市においても、国の方針に則り、家庭における養育の支援を重視しつつ、それが困難な場合には、代替養育のうち、国が「家庭における養育環境と同様の養育環境」と位置づける里親等（里親及びファミリーホーム）への委託を進めていくこととします。

なお、これも適当でない場合に、地域小規模児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育が実施できるよう、必要な措置を講じていくこととします。

- 現在（※1）、要保護児童数に対する里親等への委託率は、平成31年度の目標値20%を概ね達成していますが、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、今後、更なる充実が望まれます。

特に里親制度については、より一層の普及啓発に努め、新規の開拓を進めるとともに、里親自身の資質の向上及び孤立防止のため、総合的かつ継続的な支援を行う必要があります。

また、本市では、これらに加え、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを増やす取組みも進めており、現在（※2）、その数19箇所となっています。こうした施設では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇の難しい子どもを受け入れる例が多く、こうした子どもたちのための受入体制の強化も図っていく必要があります。

- このように、子ども一人ひとりの特性等に応じた受入れ先の選択肢を確保し、十分な受け皿を整えていくためには、長年築き上げてきた児童養護施設等と里親等との関係を維持しながら、これらが車の両輪として相互に機能するよう、「北九州市児童養護施設協議会」や「北九州市一日里親の会」といった本市ならではのネットワークや社会資源を効果的に連携・活用していくことが重要です。

今後、社会的養育の更なる推進に向け、子ども総合センターと市関係部署との連携を深め、「子ども家庭総合支援拠点」などのソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図っていきます。

また、家庭支援、里親開拓、パーマネンシー保障としての特別養子縁組、子どもの権利擁護に向けた一時保護等の実施、施設等を退所した児童の自立支援にも取り組んでいきます。

※1, 2：平成29年度実績

2 施策の柱

①	<p>里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進</p> <p>家庭と同様な養育環境としての里親、ファミリーホームの普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供する。加えて、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても普及啓発を行い、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施する。</p>
②	<p>児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化</p> <p>児童養護施設において、小規模化かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育を推進するための地域小規模児童養護施設等の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等や家庭支援・里親支援機能の強化等を図る。</p> <p>また、施設等を退所する児童が希望する進路を選択できるように支援することや、引き続き支援が必要な児童が施設での生活を継続できるように、生活面・就労面の支援を実施する。</p>
③	<p>一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み</p> <p>一時保護中の子どもや里親委託・児童養護施設入所中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等について丁寧な説明を行うとともに、子どもの意見が適切に表明される仕組みを整備する。</p> <p>加えて、一時保護所においては、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を実施する。</p>

3 成果指標（候補）

地域小規模児童養護施設の実施か所数 【増加】
要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率 【〇%】 検討中
⑧ 児童養護施設等退所児童の就職及び進学率 【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① 里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

ファミリーホームの運営	家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行う。
-------------	---

	あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努める。
里親制度・特別養子縁組の推進	家庭での養育に欠ける児童に対して、家庭と同様な養育環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行う里親委託を推進するため、制度の普及啓発や里親への支援を総合的に実施する。加えて、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても、里親制度と合わせた普及啓発を行う。
家庭生活体験事業（一日里親事業）の充実	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定、退所後の自立を促進する。

柱② 児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

地域小規模児童養護施設の設置	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、地域小規模児童養護施設等を設置する。
自立援助ホームの運営	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営する。
児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援する。また、大学等の入学金の助成や生活費の支援を行い、進学希望に応える。
児童福祉施設等第三者評価事業（再掲）	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施する。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図る。
社会的養護自立支援事業	児童養護施設等の退所者のうち、引き続き支援が必要な者に対し、施設での生活を継続できるようにするなど、22歳の年度末まで生活面・就労面の支援を実施する。

柱③ 一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施	一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた冊子を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を行う。 また、一時保護所においては、職員が子どもの意見を十分に聴取することに加えて、子どもが匿名で意見を表明できる仕組みを整備する。
-----------------------	---

<p>一時保護所第三者 評価の実施</p>	<p>子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所において第三者評価を実施する。</p>
<p>緊急一時保護事業</p>	<p>夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげる。</p>

施策（13）ひとり親家庭等への支援 【たたき台】 ～ひとり親家庭等をしっかりサポート～

1 施策の方向性

母子家庭の平均年収は256万円（H28年度ひとり親家庭等実態調査）と、前回（H23年度）調査時に比べ22万円増加しましたが、平均的な家庭と比べると依然として低い水準にあります。また、仕事に就いている母子家庭の約半数が非正規雇用です。

ひとり親家庭は、経済的な悩みに加え、子育てや健康、住宅など多岐にわたる悩みを抱えており、安定した仕事に就き収入を得て、自立して生活ができるよう、引き続き、就業支援や生活支援に取り組む必要があります。

支援を必要とするひとり親家庭に対して、適切な支援につなげるためには、母子・父子福祉センターや各区役所の子ども・家庭相談コーナー等の支援窓口の認知度向上に努めるとともに、様々な支援制度や施設の情報をいつでも簡単に入手できるよう、インターネットサイトなどで分かりやすく紹介していくことが必要です。

子ども及びその家庭が抱える問題をしっかりと把握し適切な支援を行っていくことが、結果として、経済的・社会的・精神的困難などが複雑に絡み合っていることが多いといわれる「貧困（相対的貧困）世帯」への支援にも繋がります。

この認識を強くもち、これまで実施してきた取組みを引き続きしっかりと実施するとともに、子どもの居場所づくりや学習支援、母子保健、児童虐待防止など、全ての子ども及びその家庭を対象にした施策と効果的に融合することで、各家庭の自立支援をさらに充実させていくことが重要であると考えます。

2 施策の柱

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行う。

② 経済的困難を抱える家庭等への支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進める。

3 成果指標（候補）

ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用数 （母子・父子福祉センターの延べ利用者数） 【増加】
ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合 （母子・父子福祉センター、子ども家庭相談コーナー） 【減少】
ひとり親家庭の就業率 （母子家庭、父子家庭） 【増加】
㊦生活保護世帯・児童養護施設及びひとり親家庭の子どもの進学率・就職率 【増加】

4 施策を推進する主な事業

柱① ひとり親家庭の生活の安定と向上

母子・父子福祉センター事業	母子・父子福祉センターにおいて、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会、ハローワーク等と連携した就業支援を行う。また、各種研修会や親子のふれあい事業などを行い、ひとり親家庭等の総合的な福祉の向上を図る。
子ども家庭相談コーナー運営事業（再掲）	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。
ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭の母及び児童または父子家庭の父及び児童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る。
ひとり親家庭等日常生活支援事業（母子家庭等生活支援事業）	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。
ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進する

	「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。
ひとり親家庭の自立応援事業	ひとり親家庭の親の就業を促進し、就職に有利な資格を取得するため支給している「高等職業訓練促進給付金」（国の補助制度）について、市独自の加算金を支給する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、貸付事業を実施することで、修学を容易にするとともに、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立を促進する。
母子生活支援施設（母子寮）の運営	母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する。あわせて、退所した者について相談やその他の支援を行う。
母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居	母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。
ひとり親家庭施策の周知	ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。 また、市ホームページ「子育てマップ 北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。
ひとり親家庭面会交流支援事業	離婚等により親と離れて暮らす子どもが、定期的に親と会って交流する面会交流について、事前相談や面会の際の付き添い支援等を実施する。

柱② 経済的困難を抱える家庭等への支援（ひとり親家庭関連事業は、柱①に別記）

生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を支援する。
生活保護 （生活保護受給者に対する就労支援事業・心理ケア支援事業）	〔就労支援事業〕 生活保護受給者の経済的自立を図るため、ワークとの連携強化や、就労支援専門員・求人開拓員の活用による職業紹介のほか、就労意欲喚起事業などの就労支援を実施する。 〔心理ケア支援事業〕 各福祉事務所に臨床心理士を配置し、心理的支援の必要な生活保護受給者に関する課題を分析・把握し、ケースワーカーと連携して生活保護受給者の自立を支援する。

児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業（再掲）	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援する。また、大学等の入学金の助成や生活費の支援を行い、進学希望に応える。
社会的養護自立支援事業（再掲）	児童養護施設等の退所者のうち、引き続き支援が必要な者に対し、主節での生活を継続できるようにするなど、22歳の年度末まで、生活面・就労面の支援を実施する。
放課後児童クラブ利用者支援事業（再掲）	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。
不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業（再掲）	不登校状態にある中学生を対象に、卒業後に孤立することがないように、訪問支援等を通じて一人ひとりに寄り添った伴走型支援を行う。
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	長期欠席・不登校、いじめ、児童虐待など児童・生徒に係る問題行動解消のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童・生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。
子どもの学習支援	経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取り組みを進める。
児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援（再掲）	経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行う。

施策（14）児童虐待への対応（子どもを虐待から守る条例の推進）

【たたき台】

～虐待をしない・させない社会づくり～

1 施策の方向性

児童虐待対応件数は、年々増加していますが、これは取組み強化によって「早期発見・早期対応」という本市の目指す取組みが進捗しているためと考えられます。

児童虐待は、子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、引き続き、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していく必要があります。

更に子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上を図っていくことが必要です。

一方で、児童虐待の発生を初期の段階で予防することも重要です。乳幼児健診未受診者フォローアップの実施、母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、様々な相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取組みを、児童虐待防止の観点で改めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていくことが重要です。

2 施策の柱

①	児童虐待の未然防止 育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行う。
②	児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化 児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を守るための一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等を行うことで児童虐待の防止に努める。あわせて、児童虐待による死亡事案の発生件数ゼロを目指す。

3 成果指標（候補）

㊦児童虐待に関する取組への市民の認知度	【増加】
児童虐待対応件数	【減少】
㊦児童虐待による死亡事案の発生件数	【0件】

4 施策を推進する主な事業

柱① 児童虐待の未然防止

子ども・家庭相談コーナー運営事業 (再掲)	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 (再掲)	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行う。
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じる。また、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努める。
養育支援訪問事業	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問指導員を派遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止する。
㊦子どもを虐待から守る条例の市民への周知	市民、事業者への「北九州市子どもを虐待から守る条例」の周知を図るため、広報誌への掲載やパンフレットの制作を努める。

柱② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

子ども総合センターの運営	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。
児童虐待の早期発見・迅速かつ適切	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、

<p>な対応および児童への支援のための連携強化</p>	<p>関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実 ○要保護児童対策実務者会議主催の研修等による関係機関の連携と虐待対応の質の向上 ○子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実 ○虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速かつ適正な対応の向上を図るため、関係機関との連携を強化 ○関係機関等が児童虐待に係る早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施 ○法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施 ○児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願の提出等を実施
<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業</p>	<p>小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図る。</p>
<p>「24時間子ども相談ホットライン」事業</p>	<p>いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話相談を受け付ける。</p>
<p>家族のためのペアレントトレーニング事業</p>	<p>虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図る。</p>
<p>保育カウンセラー事業（再掲）</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援する。</p> <p>また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。</p>

施策（15）障害のある子どもや発達のが気になる子どもへの支援
【たたき台】
～特性を理解し寄り添う環境づくり～

1 施策の方向性

子どもの発達で気になることがあり、「必要と感じたら専門機関に相談する」と回答した保護者の割合は年々増加していますが、全体の70%程度に止まっています。また、この件で「相談する相手がいない」と回答した割合も平成26年度に比べ減少していますが、3.5%と一定程度存在します。

障害のある子どもへの支援については、総合療育センター、発達障害者支援センターなど、支援体制の充実が図られています。また、障害児保育や特別支援教育など、障害のある子どもの通園・通学環境の整備も進められています。

一方で、発達障害の兆候に気づかず対応が遅れるケースや、兆候に気づいても保護者が受容できなかつたり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くあります。

保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感の軽減や精神的なケアが必要で、身近なところで気軽に相談できる体制を整備するだけでなく、全ての子どもが早期に医師などの専門家の診断を受け、次のステップにつなげられるような仕組みについても検討を行っていくことが必要です。

2 施策の柱

①	<p>心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化</p> <p>障害のある子どもに早い時期から適切に関わるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進する。また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保する。</p>
②	<p>障害のある子どもの受け入れ体制の強化</p> <p>障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要である。このため、幼稚園、保育所等においても関係機関との連携により、障害児の受け入れや保育内容の充実を図る。</p> <p>また、小学校等入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図る。</p> <p>障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図る</p>

	とともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進する。
--	------------------------------

3 成果指標（候補）

専門機関・施設等に相談する割合	【増加】
相談する相手がない人の割合	【維持】

4 施策を推進する主な事業

柱① 心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

わいわい子育て相談 〈すくすく子育て支援事業〉（再掲）	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉（再掲）	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
子ども総合センターの運営（再掲）	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。
総合療育センターの機能の強化	「総合療育センター」の地域支援室による地域の保育所、幼稚園や通園施設等への支援の強化を継続して行っていく。
育成医療の給付 〈母子公費負担医療費助成〉	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、又は心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成する。
在宅障害児支援の充実	在宅の障害がある子どもの支援のため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅の障害がある子どもに専門的な支援を行う体制の充実を図る。
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給する。
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の子どもを家庭

	で監護・養育している父母等に手当を支給する。
発達障害者支援センターの充実	発達障害の特性（人とうまくかかわることが苦手、コミュニケーションの障害や強いこだわり等）から生じる本人の生活のしづらさや家族の負担など、発達障害のある人やその対応に苦慮している家族からの相談に応じ、発達障害のある人及びその家族への支援を行う。また、発達障害のある人及びその家族の相談支援や発達障害のある人に対する就労支援、支援者や市民及び関係機関等に対する普及啓発及び研修を行う。

柱② 障害のある子どもの受け入れ体制の強化

障害児保育の充実	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行う。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは、直営保育所を中心に医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めていく。</p>
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	<p>特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児・児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など
私立幼稚園特別支援教育助成事業	<p>北九州市の私立幼稚園における特別支援教育の充実のため、要支援児の受け入れに積極的に取り組む園（サポート園）と協定を結ぶ。市はサポート園に対し、要支援児の受け入れに必要な人件費を補助し、要支援児の保護者が就園先を探しやすいようにサポート園に関する情報提供を行う。</p>
専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図る。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行う。</p>
親子通園事業（再掲）	<p>発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。</p>

	<p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。</p>
<p>放課後児童クラブの質の向上</p>	<p>障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進する。</p>
<p>特別支援教育を行う場の整備</p>	<p>幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校の施設・設備の整備 ○特別支援学級の設置 ○通級指導教室の設置
<p>障害児通所支援の機能強化</p>	<p>障害のある子ども及び保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）の充実を図る。</p>
<p>障害児入所支援の機能強化</p>	<p>障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図る。</p>
<p>放課後等デイサービスの充実</p>	<p>障害のある子どもの放課後対策として、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行う。</p>
<p>障害児を対象としたショートステイ事業</p>	<p>介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害のある子どもを、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）、必要な介護等を行う。</p>